

概要版

南相馬市高齢者総合計画

【第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画】



南相馬市

1 計画策定の背景と趣旨

本市において高齢者割合は、平成 29 年 9 月末現在で、33.6%となっており、市民のおよそ 3 人に 1 人が高齢者となっています。さらに、人口推計によると計画の目標年度である平成 37 年（2025 年）には、高齢者割合が 37.1%にまで達すると予測されています。

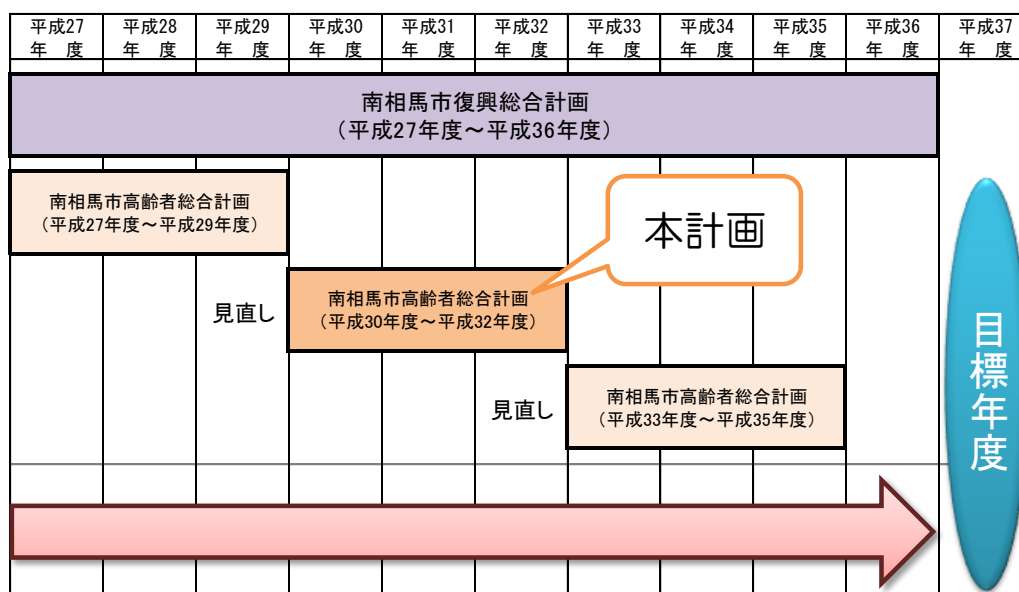
このような状況の中で、団塊の世代が 75 歳以上となり高齢化が一段と進む平成 37 年度（2025 年度）に向けて、これまでの施策の実施状況や課題等を踏まえ、高齢者福祉及び介護保険事業の更なる充実が求められています。平成 29 年 5 月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に配慮することを求めています。

本計画は、以上のような背景、震災後の本市の状況や高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえながら、来るべき高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図り、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心した生活を送ることができるまちづくりの推進のために策定し、実行していくためのものです。

2 計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は 3 年を 1 期とするものと定められており、老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、計画期間は 3 年間となり、本計画は、計画期間を平成 30 年度～平成 32 年度（2020 年度）として策定することとなります。

●計画の期間



3 高齢者の現状と推移

(1) 総人口及び高齢者人口

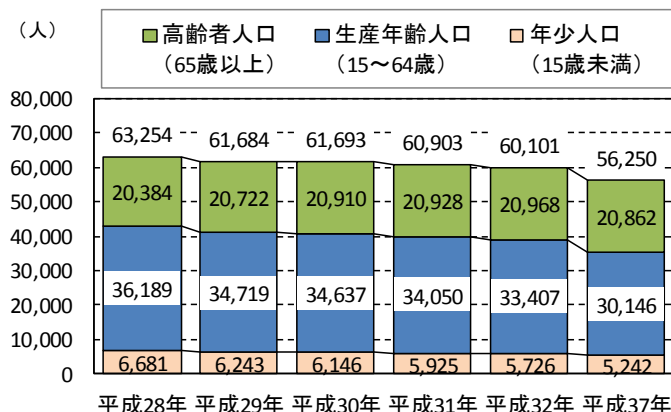
南相馬市の人口は、平成 29 年 9 月末日現在 61,684 人、高齢化率 33.6%となっています。

将来推計によると、平成 30 年以降の総人口は減少傾向で推移し、平成 30 年以降の総人口は減少傾向で推移し、平成 32 年（2020 年）の総人口は 60,101 人と予測されます。

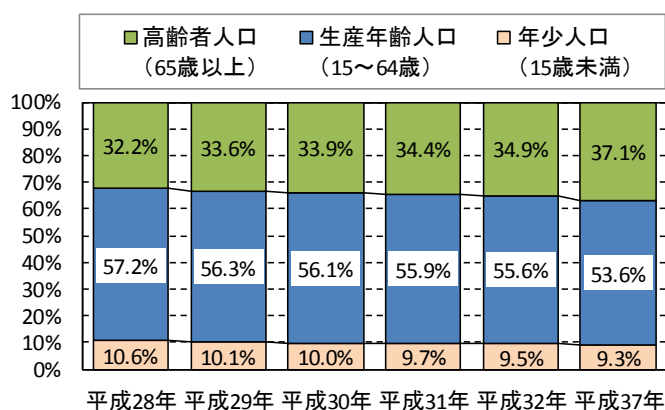
また、平成 32 年（2020 年）の計画期間内では高齢者の増加がみられますが、平成 37 年（2025 年）の目標年では高齢者の減少がみられます。

しかし、それに以上に介護や地域を支える 15～64 歳の生産年齢人口が急激に減少しており、平成 37 年（2025 年）の構成比でみると 15～64 歳で 53.6%、65 歳以上で 37.1%となっています。

●人口の推移



●人口構成比の推移

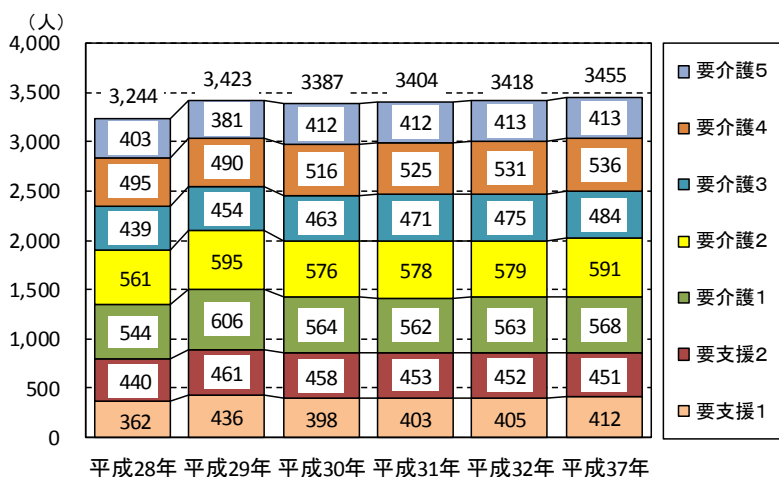


(2) 要支援・要介護認定者の推移

●要支援・要介護認定者の推移

平成 29 年 9 月末日現在の認定者数は 3,423 人となっています。

平成 30 年以降の人口推計と認定率の実績を基に算出した平成 30 年以降の要介護等認定者数は、総数はほぼ横ばいですが、要介護認定者が増加傾向で推移し、平成 32 年（2020 年）の要介護等認定者数は 3,418 人と予測されます。



4 計画の基本理念・基本目標

(1) 計画の基本理念

**健康で安心して
暮らすことができるまちづくり
～元気・いきいき・健幸を目指して～**

本計画は、この基本理念のもと、「南相馬市復興総合計画」において位置づけられる高齢福祉・介護分野の実施施策の推進を図り、高齢福祉・介護保険分野の戦略目標の達成を目指します。

(2) 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の3点を掲げます。

基本目標1 高齢者が、明るく元気に生き生きと生活できること

高齢者が、いつまでも活動的な生活を送ることができるよう、高齢者自身の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりと介護予防の取り組みを推進していきます。そのために、心身の健康の維持・増進とともに、社会とのかかわりを保ちながら、すべての高齢者が地域の中で生きがいを日々実感しながら充実した生活が送れるよう支援していきます。

基本目標2 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できること

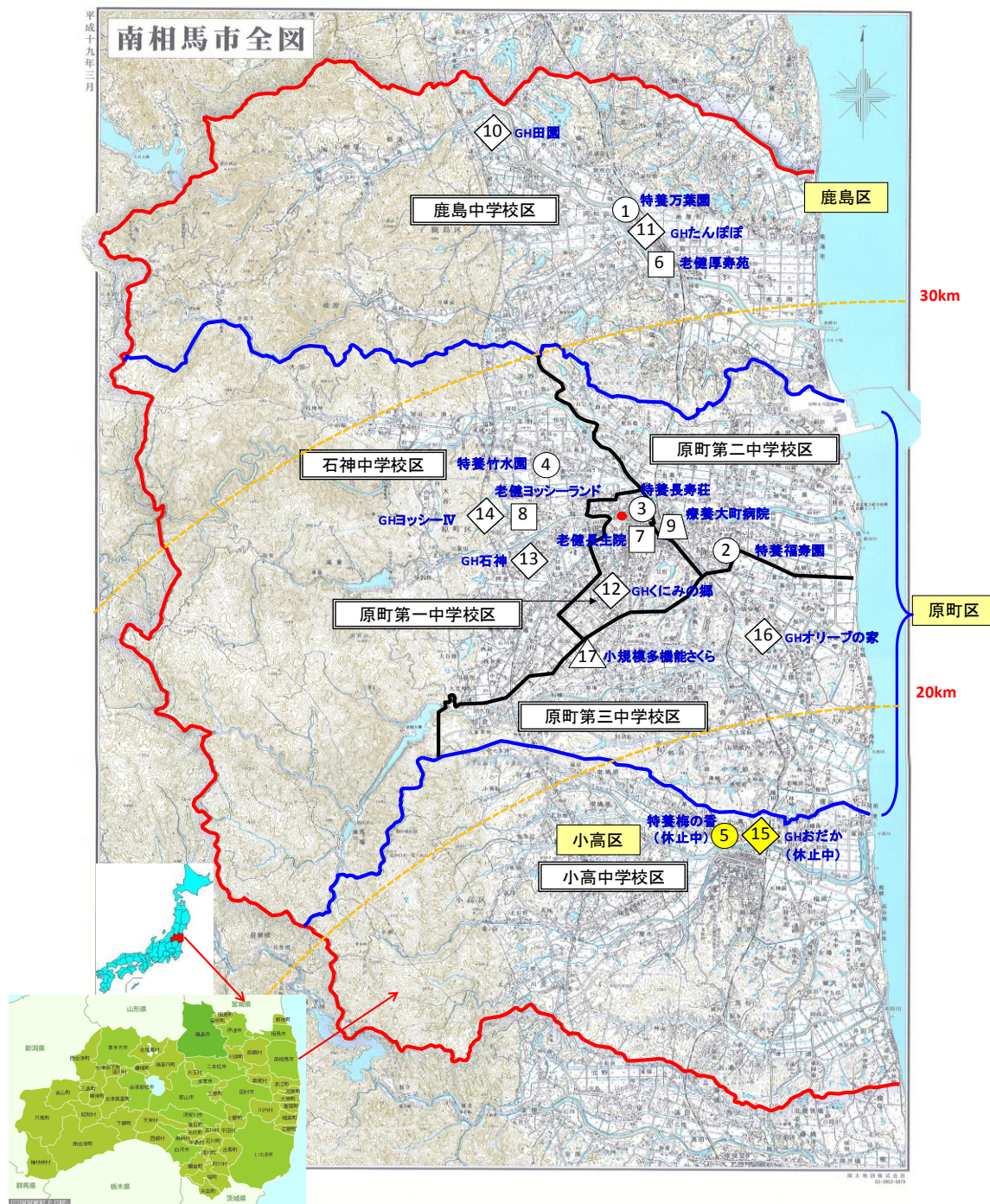
高齢期を迎え、単身になっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、必要ときに必要なサービスを選択・利用できる環境が必要です。そのため、市が提供するさまざまな福祉サービスを組み合わせながら、生活が維持できる体制を整備します。

基本目標3 高齢者が、人とのつながりの中で安心して生活できること

高齢者の不安や孤独感は、震災を機に高まり、いまだそれを解消するには至っていません。それらを解消し、いかに安心して暮らしてもらえるかは重要なことです。そのため、市民の福祉意識を高め、高齢者とながらを持ち、地域全体で高齢者を支えていくことのできる温かい心の通う地域づくりを目指します。高齢者の日常生活を総合的に支援するため、市民の福祉活動の促進と保健・医療・介護・福祉の連携に努め、地域における総合支援体制の構築を目指します。

5 日常生活圏域の設定

本市における具体的な圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、概ね中学校区に準じた6つの圏域を設定しています。



6 計画の体系

【基本理念】

健康で安心して暮らすことができるまちづくり

～ 元気・いきいき・健幸を目指して ～

【基本施策】

【個別施策】

- 基本目標 1
高齢者が、明るく元気に生き生きと生活できること
- 基本目標 2
高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できること
- 基本目標 3
高齢者が、人とのつながりの中で安心して生活できること

1 高齢期の健康づくり・ 生きがいづくりへの支援

- 1 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進
- 2 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進
- 3 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援

2 高齢者が健やかに日常生活 を送るための支援

- 1 高齢者の在宅生活を支える事業
- 2 暮らしの安全や防犯・防災への取り組み
- 3 高齢者虐待防止と権利擁護

3 地域包括ケアシステムの深化・ 推進

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 高齢者の自立支援・重度化防止等に資する
ための施策の指針
- 3 介護保険運営の安定化に資する施策の推進
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

4 認知症施策の推進

- 1 認知症施策の総合的な推進
- 2 認知症に対する理解促進
- 3 認知症高齢者の在宅生活支援

5 要支援・要介護者に対する 支援

- 1 介護保険サービスの充実
- 2 介護サービスの質の向上
- 3 介護者への支援

6 被災高齢者への支援

- 1 市内の被災高齢者への支援
- 2 市外の被災高齢者への支援
- 3 旧避難指示解除区域等における
介護提供体制の確保

【主な事業など】

(1) 生涯学習活動の推進 (2) 生涯スポーツ活動の推進 (3) 原町老人福祉センターの活用

(1) 保健計画と連携した健康づくりの推進 (2) 健康診査

(1) 老人クラブ活動への支援 (2) シルバー人材センターの活動支援 (3) シルバー人材センターと連携した就業促進事業
(4) 敬老祝金等支給事業 (5) 金婚祝賀会 (6) 元気高齢者の活動支援

(1) 高齢者生活支援ガイドブック (2) 車いす同乗軽自動車貸出事業 (3) 外出支援サービス事業 (4) 日常生活用具給付等事業
(5) マッサージ等施術費助成事業 (6) 軽度生活援助事業 (7) 緊急通報装置貸与等事業 (8) 配食サービス事業
(9) 生活支援ショートステイ事業 (10) 地域公共交通の再編・充実 (11) 高齢者世帯等へのごみの個別回収等の推進
(12) 安心見守りネットワーク事業 (13) 市民のインフォーマル活動の推進

(1) 交通安全対策の充実 (2) 防犯対策の推進 (3) 防災対策の推進

(1) 高齢者の虐待防止の推進 (2) 権利擁護事業 (3) 日常生活自立支援事業の推進 (4) 成年後見制度利用支援事業

地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます

(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 医療・介護連携の推進 (3) 介護予防・日常生活支援の充実 (4) 生活支援体制の整備推進
(5) 高齢者のより良い住環境づくりの推進

(1) 地域密着型サービス事業所への指導の実施 (2) サービス事業所への立入調査等の実施 (3) 介護認定・給付の適正化
(4) 介護保険料収納率の確保・向上 (5) 介護職員等専門人材の養成・確保の支援

(1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進 (2) 共生型サービスの推進

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進 (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
(3) 若年性認知症施策の強化 (4) 認知症の人の介護者への支援 (5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
(6) 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
(7) 認知症の人やその家族の視点の重視

(1) 認知症健康教育事業 (2) 認知症サポーター養成講座 (3) 認知症サポーターステップアップ講座
(4) 認知症キャラバン・メイト養成・育成支援

(1) 認知症相談(もの忘れ相談)事業 (2) 早期認知症の人のつどい(場)事業(仮称) (3) 認知症初期集中支援事業
(4) 認知症地域支援推進員の配置 (5) 認知症家族の会等活動団体への支援 (6) 認知症ケアパスの普及・啓発
(7) 徘徊高齢者等早期身元特定事業

(1) 介護サービス基盤の整備とサービス必要量の確保 (2) サービス利用の支援

(1) 介護サービス提供事業者の活動環境の整備

(1) 家族介護教室事業 (2) 紙おむつ・介護用品助成事業 (3) 家族介護者交流事業 (4) 仕事と介護・子育ての両立が可能な環境の醸成

(1) 高齢者等サポート拠点による支援 (2) 応急仮設住宅等における高齢者への生活支援 (3) 被災高齢者の心のケア

(1) 原発避難者特例法に基づく特例事務 (2) 南相馬市の在宅サービス

長期避難者の早期帰還に向けた環境整備に努めます

7 第7期の所得段階別保険料一覧

平成30年度から平成32年度（2020年度）における本市の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

段 階	（ 対 象 者 ）	基準額に 対する割合	第7期 保険料 【月額】
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.50 ※	2,992 円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税の人 （前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下）	基準額 ×0.75	4,488 円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税の人 （第2段階に該当しない人）	基準額 ×0.75	4,488 円
第4段階	○本人が市民税非課税の人 （前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人）	基準額 ×0.90	5,386 円
第5段階 （基準）	○本人が市民税非課税の人 （第4段階に該当しない人）	基準額 ×1.00	5,985 円
第6段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	7,182 円
第7段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額 ×1.30	7,780 円
第8段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が300万円未満の人	基準額 ×1.50	8,977 円
第9段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	基準額 ×1.70	10,174 円

※第1段階については、消費税引き上げにかかる低所得者の保険料軽減策として、国庫負担金投入により、実際は基準額×0.45の割合となっています。（消費税10%引き上げ時には対象となる保険料段階及び保険料基準額に対する軽減割合が拡大の予定）

南相馬市高齢者総合計画 概要版

発 行 南相馬市

問い合わせ 南相馬市 健康福祉部 長寿福祉課

TEL 0244-24-5239 FAX 0244-24-5740